

**地方職員共済組合【愛知県支部】**

**特定健康診査等実施計画**

**〔第4期（令和6年度～令和11年度）〕**

**（抜粋）**

**令和6年3月**

## 第1 達成目標

令和11年度の実施率（目標値）は、特定健康診査にあつては90.0%、特定保健指導にあつては60.0%とする。

これらの目標を達成するための令和6年度から令和11年度までの実施率（目標値）は、別紙のとおりとする。

## 第2 略

## 第3 特定健康診査等の実施方法

### 1 特定健康診査の実施機関、実施項目及び実施時期

#### (1) 実施機関

ア 組合員（任意継続組合員を除く。）

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令に基づき職員に対して愛知県が実施する定期健康診断又は愛知県若しくは支部が実施する人間ドック（特定健康診査の実施項目を満たすものに限る。）の実施機関

イ 被扶養者及び任意継続組合員

(ア) 全国組織の実施機関とりまとめ団体（以下「とりまとめ団体」という。）に属する実施機関

※ とりまとめ団体

- ① 公益社団法人日本人間ドック学会及び一般社団法人日本病院会
- ② 公益社団法人全国労働衛生団体連合会（全衛連）
- ③ 公益財団法人結核予防会
- ④ 公益財団法人予防医学事業中央会
- ⑤ 公益社団法人全日本病院協会

(イ) 都道府県において代表保険者が契約する地区医師会等の実施機関

(ウ) 上記（ア）及び（イ）以外で当支部が契約する実施機関

#### (2) 実施項目

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（令和5年厚生労働省令第52号）に基づく次の項目とする。

内容	項目
基本的な項目	既往歴の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。）
	自覚症状及び多覚症状の有無の検査
	身長
	体重
	腹囲
	BMI

	血圧の測定		
肝機能検査	AST (GOT)		
	ALT (GPT)		
	γ-GT (γ-GTP)		
血中脂質検査	中性脂肪		
	HDL-コレステロール		
	LDL-コレステロール (non-HDLコレステロール)		
血糖検査	空腹時血糖又はヘモグロビンA1c		
	随時血糖		
尿検査	尿糖		
	尿蛋白		
医師の判断による項目	心電図検査		
	眼底検査		
	貧血検査	赤血球数	
		血色素量	
		ヘマトクリット値	
血清クレアチニン検査 (eGFR)			

### (3) 実施時期

- ア 上記(1)アは、愛知県又は当支部が定める次の時期  
毎年6月1日から3月31日まで
- イ 上記(1)イは、実施機関が定める次の時期  
毎年4月1日から3月31日まで

## 2 特定保健指導の実施機関、実施方法及び実施時期

### (1) 実施機関

- ア とりまとめ団体に属する実施機関
- イ 都道府県において代表保険者が契約する地区医師会等の実施機関
- ウ 上記ア及びイ以外で支部が契約する実施機関

### (2) 実施内容

令和6年4月厚生労働省健康局発行「標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）（以下「標準的な健診・保健指導プログラム」という。）第3編第3章」により実施する。

### (3) 実施時期

毎年4月1日から3月31日まで

## 3～4 略

## 5 周知や案内（受診券や利用券の送付等）の方法

### (1) 受診券

被扶養者及び任意継続組合員に当支部から毎年7月までに送付する。

送付方法は、被扶養者については組合員の所属あて、任意継続組合員については本人の住所あてとする。

## (2) 利用券

下記7 (2) に該当する特定保健指導の対象者に当支部から毎年11月から送付する。

送付方法は、郵送とする。

## (3) 外部委託の実施機関

地方職員共済組合地方共済事務局（本部）及び当支部のホームページ等に掲載する。

# 6 略

## 7 特定保健指導の対象者の抽出（重点化）の方法

### (1) 特定保健指導の対象者の抽出

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第4条の規定により行う。

### (2) 特定保健指導の対象者の重点化

特定保健指導の対象者のうち、標準的な健診・保健指導プログラムの「標準的な質問票」の項目8～20番の回答により、生活習慣改善の必要が高い対象者を優先的に行う。

- ・年齢が比較的若い対象者
- ・健診結果の保健指導レベルが動機付け支援レベルから積極的支援レベルに移行するなど、健診結果が前年度と比較して悪化し、より綿密な保健指導が必要となった対象者
- ・これまでに、積極的支援及び動機付け支援の対象者であったにもかかわらず保健指導を受けなかった対象者

## 8 実施に関する毎事業年度の年間スケジュール

時期	内容
毎事業年度当初	特定健康診査の対象者の抽出
	受診券の送付
毎事業年度中	特定健康診査の実施
	健診データの受領（毎月）
	代行機関からの請求額の支払い（毎月）
	未受診者への勧奨
	特定保健指導の抽出、重点化
	利用券の送付
	特定保健指導の実施
	特定保健指導データの受領（毎月）
毎事業年度末	未実施者への勧奨
	計画の見直し
翌事業年度10月末	翌事業年度の委託契約準備・契約
	国への報告

## 9 自己負担額

- (1) 特定健康診査  
無料
- (2) 特定保健指導
  - ア 動機付け支援  
無料
  - イ 積極的支援  
無料

## 第4 個人情報保護

### 1 個人情報の保護

当支部が保有する組合員及び被扶養者の個人情報は、地方職員共済組合個人情報保護規程（平成17年地共規程第5号）及び地方職員共済組合愛知県支部が取り扱う個人情報の保護に関する細則その他関係法令を遵守し、厳重に管理する。

なお、この管理に当たっては、健康保険組合連合会の「特定健康診査・特定保健指導共同処理システム」を利用する。

また、外部委託する実施機関が一時的に保有する組合員及び被扶養者の個人情報は、当該外部委託する実施機関との契約により、厳重に管理させる。

### 2 特定健康診査等データの保管年限

特定健康診査等のデータの保管年限は、当該データの作成の日の属する年度の翌年度から5年を経過するまでの期間とする。

## 第5～第6 略